

事業者番号	乗用
-------	----

山形運輸支局

ハイヤー・タクシーの別 (該当事項を○で囲むこと。)	ハイヤー ○タクシー
-------------------------------	---------------

一般乗用旅客自動車運送事業輸送実績報告書(年度)
 あて

住所
 事業者名
 代表者名(役職名及び氏名)
 電話番号

事業概況(年3月31日現在)

	管轄区域内		全 国
事業用自動車数(両)			
従業員数	()	()	()

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内		全 国
事業用自動車	延実在車両数(日車)		
	延実働車両数(日車)		
	実車率(%)		
走行キロ(キロメートル)	うち実車キロ(キロメートル)		
	実車率(%)		
運送回数(回)			
輸送人員(人)			
営業収入(千円)			
	実働車1日1車あたり営業収入(円)		

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内		全 国
交通事故件数			
重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

- 備考
- この報告書は、地方運輸局長の指定する地域にあつては、ハイヤー、タクシーごとに別業として作成すること。
 - 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の当該事業について、許可(認可)を受けた営業区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該営業区域にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車について記載すること。
 - 全国の欄にあつては許可(認可)を受けた全ての営業区域における当該事業について記載すること。
 - 従業員は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。
 - 従業員の欄の()には、運転者数を記載すること。
 - 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
 - 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。
 - 実働率、実車率及び実働車1日1車あたり営業収入は、次の算式により算出する。
 - 実働率 = $\frac{\text{延実働車両数}}{\text{延実在車両数}} \times 100$
 - 実車率 = $\frac{\text{実車キロ}}{\text{走行キロ}} \times 100$
 - 実働車1日1車あたり営業収入 = $\frac{\text{営業収入}}{\text{延実働車両数}}$

事業者番号		限定
-------	--	----

山形運輸支局

一般乗用旅客自動車運送事業(限定)輸送実績報告書(年度)

あて

住所
 事業者名
 代表者名(役職名及び氏名)
 電話番号

事業概況(年3月31日現在)

	管轄区域内	全国
資本金(基金)の額(千円)		
兼営事業		
事業用自動車数(両)		
従業員数	()	()

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全国
走行キロ(キロメートル)		
運送回数(回)		
輸送人員(人)		
営業収入(千円)		

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全国
交通事故件数		
重大事故件数		
死者数		
負傷者数		

- 備考 1 兼営事業については、主な兼営事業の名称を記載すること。
 2 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。
 3 従業員数の欄の()には、運転者数を記載すること。
 4 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
 5 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

事業者番号		個人
-------	--	----

山形運輸支局

一般乗用旅客自動車運送事業(個人タクシー)輸送実績報告書(年度)

あて

住 所
氏 名
電話番号

事業概況(年3月31日現在)

営業区域	山形交通圏
------	-------

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

実働日数	
走行キロ(キロメートル)	
うち実車キロ(キロメートル)	
実車率(%)	
運送回数(回)	
輸送人員(人)	
営業収入(千円)	
実働車1日1車あたり営業収入(円)	

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

交通事故件数	
重大事故件数	
死者数	
負傷者数	

- 備考 1 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
2 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。
3 実車率及び実働車1日1車あたり営業収入は、次の算式により算出する。

$$(1) \text{実車率} = \frac{\text{実車キロ}}{\text{走行キロ}} \times 100$$

$$(2) \text{実働車1日1車あたり営業収入} = \frac{\text{営業収入}}{\text{実働日数}}$$